



№.2020-30 保点 2020年5月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 このたび、「保医発0430 第3号」により下記の検査項目に検査実施 料が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

令和2年5月1日から適用 ■ 適用日

■ 検査方法が追加された項目

項目	保険点数
カルプロテクチン(糞便) 〔(潰瘍性大腸炎の病態把握を目的とした場合)金コロイド法〕	276点











http://www.srl-group.co.jp/

SRL検査項目

▼詳細内容

4 0T/WP13 C				
検査項目	保険点 数	判断料	診療報酬 点数表区分	備 考
カルプロテクチン (糞便) 〔金コロイド法〕	276点	尿・糞便等 検査判断料 (※1:34 点)	「D003」 糞便検査の9	ア. 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的減近でもること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ. 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目A法又は金コロイド凝集法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回を限度として第金に記載すること。ウ. 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査を1月に1回行う場合によってが調明細書の摘要欄に記載すること。 ウ. 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。